

岡山県立高松農業高等学校 いじめ問題対策基本方針

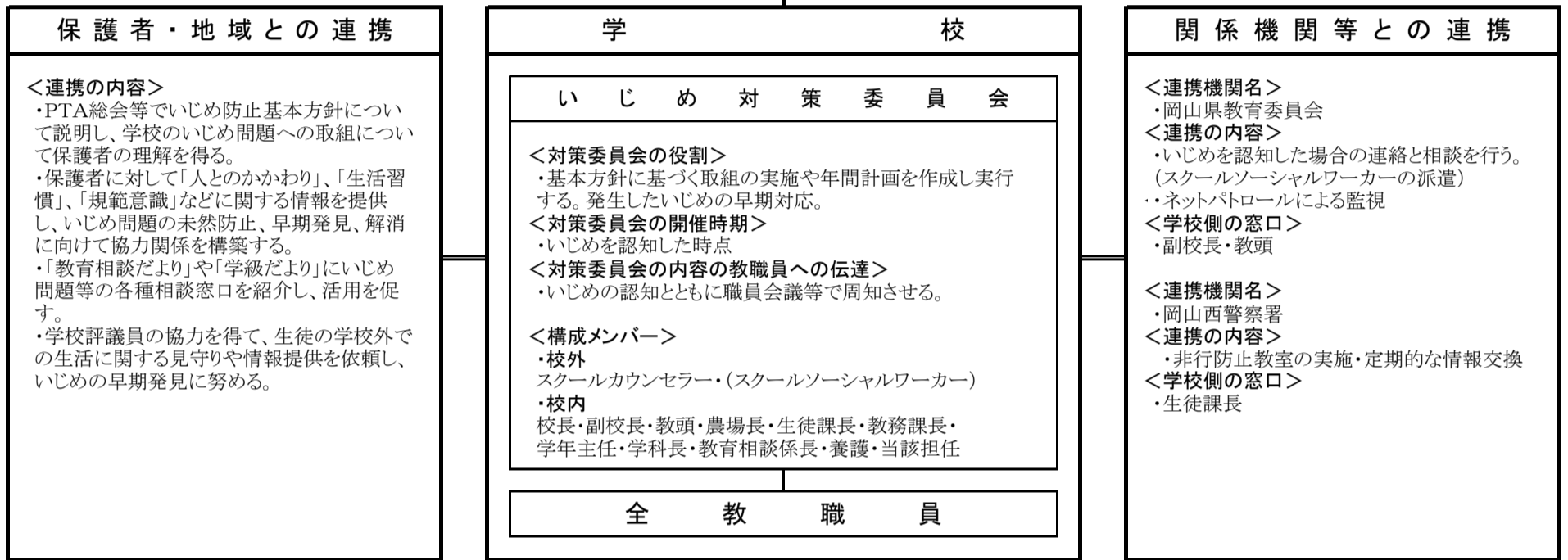
2015年3月 策定、2018年4月 改定

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめは特に目立った状態ではないが、一部で冷やかしか、ちょっかい、からかいなどが発生している。また、最近の傾向として例外なくSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)でのトラブルも少なくない。学校の特徴として、専門学科毎にクラス編成しており、3年間クラス替えがないことから人間関係のトラブルが継続的に起こりやすい環境にある。よって、いじめの未然防止・早期発見のための取組をより強力に推進するため、他の分掌とも連携して学校をあげた取組を行う必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた取組推進のため、いじめ防止対策委員会には生徒課長以外に学科長、学年主任、養護、教育相談室の教職員も参画し、それぞれの立場から実効のないいじめ問題の解決のための取組を行う。効果的なアドバイス等をもらうことを目的に、校外からスクールカウンセラーも構成メンバーに入れて取り組む。
 ・いじめの未然防止のために、クラス活動及び生徒会行事など生徒主体の活動を進め、仲間意識を感じられる明るく楽しい学校づくりを進めるとともに、生徒が抱える諸問題を自ら訴える力の育成やお互い支え合う集団づくりに努める。
 ・いじめの早期発見のために、年3回の学校生活アンケートの実施や年3回の面接週間における個人面談を実施し、得られた情報を教職員間で共有を図り、組織的に問題解消に努める。
<重点となる取組>
 ・「いじめについて考える週間」において、クラスを中心にいじめを見逃さず、許さない意識の高揚をはかる。
 ・生徒のSNS等の利用実態を踏まえ、情報モラルに関する授業の充実を図る。



学校が実施する取組

①	いじめの未然防止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の実態を踏まえた上で、「いじめ問題実践事例集(岡山県教育委員会作成)」等を活用した研修を実施し、いじめ問題への対策を実施する上での留意点について、教職員間の共通理解を図るとともに、校内指導体制を確立する。 ・教職員の指導力向上のための研修として、講師を招き生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。 <p>(生徒活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめについて考える週間」において、各クラスを中心に生徒自らがいじめについて考え、生命尊重の態度・人権尊重の意識・自己指導力の育成を図る。 ・生徒会・農業クラブ・家庭クラブ活動や学校行事を通じてお互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくりを進める。 <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが主体的に活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を行う。 <p>(保護者や関係機関との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域の方、関係機関等の理解と協力を得ながら、連携して生徒を見守り、健全な成長を図るために、日頃から学校公開や情報発信に努める。
②	早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の実態把握のため、年3回の学校生活アンケートを活用して、生徒の生活の様子を十分に把握していじめの早期発見を図る。 ・面接週間等を利用した個人面談を年3回行い、きめの細かい情報の把握に努める。 ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険なサインを見逃さないように努める。 ・SNSを含むネットの利用実態の把握に努め、人間関係のトラブルにならないよう指導する。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談室から「教育相談だより」を年3回以上発行し、生徒や保護者からのいじめに関する相談が受けやすい体制を整える。 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を積極的に活用し、教育相談体制の充実を図る。 <p>(情報の共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科会議や学年会議により生徒の様子や情報を共有し、教員間で情報の共有ができる体制をつくる。 ・長期休業明けの面接週間で、よりきめ細かな指導ができるよう、生徒情報の収集にあたる。 <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に関するパンフレットなどを保護者に配布し、家庭でもいじめへの対応に関する啓発を行うとともに、学校外の相談機関等について、周知や広報を継続して行う。
③	いじめへの対処	<p>(いじめの発見や相談があった時の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、もしくはいじめと疑われる行為を発見した時は、その場で行為を止め、関係生徒から丁寧に経緯について事実確認をする。 ・生徒からの相談に対しては、該当生徒の安全確保に留意しつつ、迅速な事実関係の把握に努める。 ・保護者と協力して対応する体制を整える。 <p>(いじめへの組織対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの発見・通報・相談を受けた教職員は、速やかに、生徒指導委員会(いじめ対策委員会)に報告する。 ・生徒指導委員会において情報共有を図り、事実関係の確認をするとともに、組織的な対応方針を決定し全教職員に周知する。 ・岡山県教育委員会や関係機関と緊密な連携を心がける。 <p>(いじめられた生徒・保護者への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう環境を整えるとともに、保護者と情報共有しながら、いじめの解消に至るまで生徒の支援を継続する。 ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家の協力を得ながら、いじめられた生徒に寄り添い、きめ細かく対応できる体制をつくる。 <p>(いじめた生徒への指導、保護者への助言)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会(いじめ対策委員会)は、生徒の実態に即した指導を行い、適切かつ毅然とした対処を行う。 ・保護者とも連携を図り、協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。